UTokyo Global Navigation Board 内規

平成28年10月27日 総 長 裁 定 平成30年3月29日一部改正 令和4年3月31日一部改正 令和5年3月29日一部改正 令和7年3月27日一部改正

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項に規定する委員会として総長室に設置される UTokyo Global Navigation Board (以下「ナビゲーションボード」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 ナビゲーションボードは、総長の諮問に応じて、本学が UTokyo Compass を指針と してグローバルな活動を行うための方策等について、多様な分野における国際的なエキ スパートとして意見の答申を行う。

(組織)

第3条 ナビゲーションボードは、学外の有識者のうちから総長が委嘱する委員で組織する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で委員となる者の任期の終期は、当該年度の末日とする。

(会議)

- 第5条 会議は、総長がこれを招集する。
- 2 会議は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ナビゲーションボードの庶務は、関係部署の協力を得て、本部国際戦略課において 処理する。

附則

この裁定は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附則

- 1 この裁定は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この裁定の実施の際現に委員である者の任期については、改正後の第4条の規定に かかわらず、なお従前の例による。